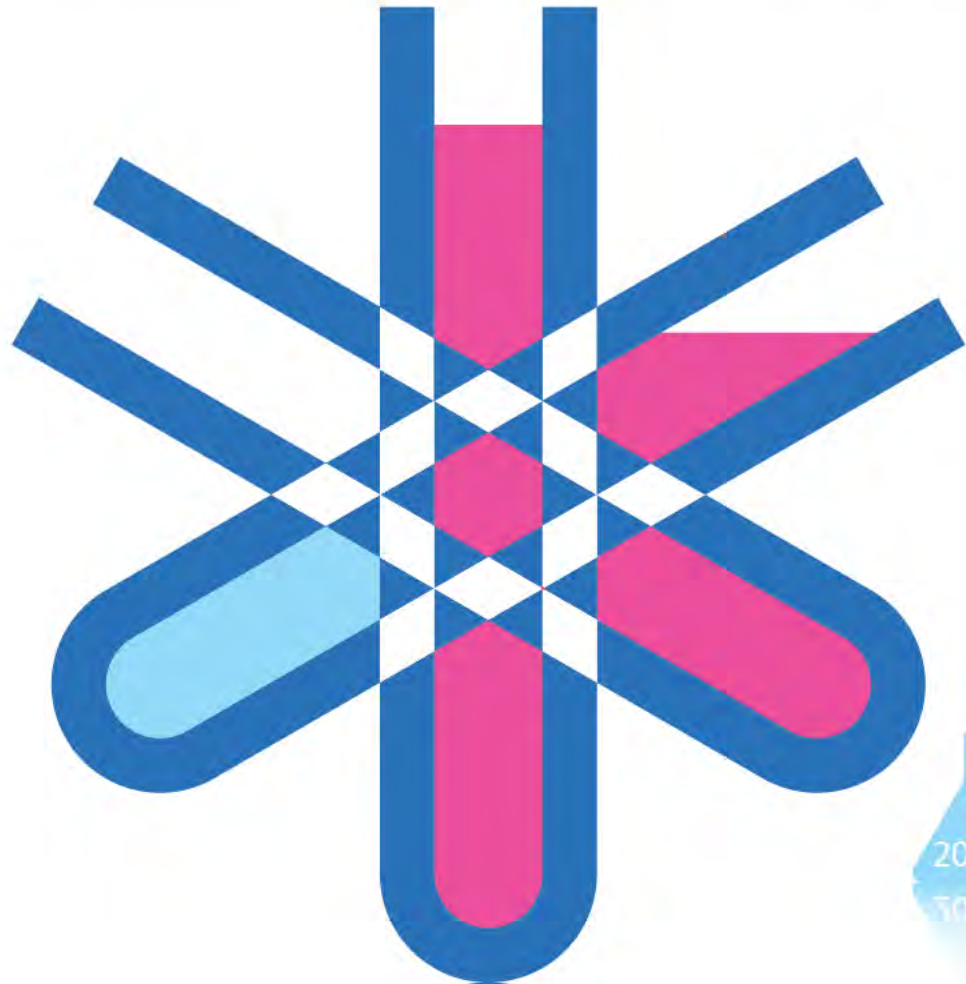


検査情報月報



横浜市衛生研究所

平成29年7月号 目次

【トピックス】

平成29年度 医動物・種類同定検査のまとめ(4~6月)	1
残留農薬検査(その1)	2
平成28年度 薬事検査について	4
平成28年度 まつ毛エクステンション用接着剤の検査結果	6

【感染症発生動向調査】

横浜市感染症発生動向調査報告 6月	9
-------------------------	---

【情報提供】

衛生研究所WEBページ情報	13
---------------------	----

平成29年度 医動物・種類同定検査のまとめ(4～6月)

医動物担当では、人の健康を害し、人に不快感を与える昆虫、ダニ、寄生虫等の試験・調査・研究を行っています。

その中の一つとして、各区福祉保健センター、各市場検査所、事業者などの依頼を受け、昆虫類を中心とした種類同定検査を行っています。昆虫類の種類を同定することによって、発生源、発生時期、人に対する害などが分かるため、効果的な対策を立てることにつながります。

平成29年4月から6月の種類同定検査件数は、2件でした。内訳は昆虫類1件(シロアリ目1件)、その他の節足動物1件(ダニ目1件)でした。

主な検査結果の詳細は以下のとおりです。

相談内容・発生状況等	写真 (状態、体色、大きさ)	同定結果	生態・その他
庭にある朽木にシロアリが多数いる。	 <p>成虫(職蟻)、乳白色、約4mm</p>	ヤマトシロアリの働きアリ (シロアリ目)	ヤマトシロアリは、寒さには比較的強いが、乾燥には弱い。 常に湿った木材や土中で生活する。 加害箇所が巣を兼ねている。 高山や酷寒地を除く日本全土に分布する。
従業員数人が虫に刺されている。	 <p>成虫、淡褐色、未吸血個体、約1mm</p>  <p>成虫、赤褐色、吸血個体、約2mm</p>	イエダニ (ダニ目)	雌成虫は未吸血時には、体長約0.7～1.0mmで白色から褐色であるが、吸血すると1～1.3mmほどに膨満して、赤黒い色を呈する。 本来の宿主はネズミであるが、人も頻繁に吸血する。本種に刺された場合、激しい痒みを伴う小発赤・皮疹を起こす。

【 微生物検査研究課 医動物担当 】

残留農薬検査(その1)

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は農薬等について残留基準を設定しています。当所では、横浜市内に流通する農産物等の食品に残留する農薬の検査を行っています。

今回は、平成29年4月及び5月に食品専門監視班、各区福祉保健センターが搬入した農産物等の検査結果を報告します。

1 市内産農産物

4月に搬入されたキャベツ及びさといも(各4検体)、トマト(2検体)、かぶの根、こまつな、ブロッコリー、ほうれんそう及びみずな(各1検体)の計15検体について検査を行いました。また、5月に搬入されただいこんの根、トマト及びレタス(各2検体)、キャベツ、きゅうり、こまつな及びブロッコリー(各1検体)の計10検体について検査を行いました。

検査の結果を表1に示しました。トマト(4検体)、きゅうり、ほうれんそう、みずな、レタス(各1検体)の計8検体からイミダクロプリド等6種類の農薬が0.02~0.17ppm検出されましたが、残留農薬の規格基準値を超えるものはありませんでした。検査項目及び検出限界については表2に示しました。

表1 残留農薬検査結果

(H29年4月~5月)

農産物	産地	検査 検体数	農薬検出 検体数	検出農薬名	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)
市内産農産物						
かぶの根	横浜市	1	0			
キャベツ	横浜市	5	0			
きゅうり	横浜市	1	1	イミダクロプリド	0.17	1
こまつな	横浜市	2	0			
さといも	横浜市	4	0			
だいこんの根	横浜市	2	0			
トマト	横浜市	4	1	アセタミプリド	0.04	2
			1	ペルメトリン	0.03	1.0
			2	ボスカリド	0.03、0.05	5
ブロッコリー	横浜市	2	0			
ほうれんそう	横浜市	1	1	イミダクロプリド	0.05	15
みずな	横浜市	1	1	チアメトキサム	0.02	3
レタス	横浜市	2	1	フルフェノクスロン	0.04	10

表2 農薬の検査項目及び検出限界

農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物			農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物		
		A*1	B*1	C*1			A	B	C
BHC(α, β, γ 及び δ の和)	0.005	○*2	-*2	-	エトプロホス	0.005	○	○	○
DDT(DDE,DDD,DDTの和*3)	0.005	○	○	○	エトリムホス	0.01	○	○	○
EPN	0.01	○	○	○	エポキシコナゾール	0.01	-	-	○
アクリナトリン	0.01	○	○	○	エンドスルファン(α 及び β の和)	0.005	-	○	-
アザメチホス	0.01	○	○	○	エンドリン	0.005	-	○	-
アセタミプリド	0.01	○	○	○	オキサミル	0.01	○	○	○
アゾキシストロビン	0.01	○	○	○	オキシカルボキシシン	0.01	○	○	○
アニロホス	0.01	○	○	○	オリザリン	0.01	-	○	○
イプロバリカルブ	0.01	○	○	○	カズサホス	0.01	○	○	○
イプロベンホス	0.01	○	○	○	カフェンストロール	0.01	○	○	○
イミダクロプリド	0.01	○	○	○	カルバリル	0.01	○	○	○
インダノファン	0.01	○	○	○	カルプロパミド	0.01	○	○	○
インドキサカルブ	0.01	○	○	○	クミルロン	0.01	○	○	○
エチオン	0.01	○	○	○	クロキントセット-メキシル	0.01	○	○	○

表2 農薬の検査項目及び検出限界(続き)

農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物			農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物		
		A	B	C			A	B	C
クロチアニジン	0.01	○	○	○	ピリミカーブ	0.01	○	○	○
クロマフェノジド	0.01	○	○	○	ピリミホスメチル	0.01	○	○	○
クロリダゾン	0.01	○	○	○	ファモキサドン	0.01	○	○	○
クロルピリホス	0.01	○	○	○	フェントロチオン	0.01	○	○	○
クロルピリホスメチル	0.01	○	○	○	フェノキシカルブ	0.01	○	○	○
クロルフェナピル	0.01	○	○	○	フェノブカルブ	0.01	○	○	○
クロルフェンゾン	0.01	○	○	○	フェリムゾン	0.01	○	-	-
クロルフェンビンホス	0.01	○	○	○	フェンアミドン	0.01	○	○	○
クロロクシロン	0.01	○	○	○	フェンクロルホス	0.01	○	○	○
シアゾファミド	0.01	○	○	○	フェンスルホチオン	0.01	○	○	○
シアノフェンホス	0.01	○	○	○	フェントエート	0.01	○	○	○
シアノホス	0.01	○	○	○	フェントラザミド	0.01	○	○	○
ジウロン	0.01	○	○	○	フェンバレレート	0.01	-	○	○
ジオキサベンゾホス	0.01	○	○	○	フェンピロキシメート	0.01	-	○	○
ジクロフェンチオン	0.01	○	○	○	フェンプロパトリン	0.01	-	○	○
ジコホール	0.01	○	○	○	ブタフェナシル	0.01	○	○	○
シハロトリン	0.01	○	○	○	ブタミホス	0.01	○	○	○
ジフェノコナゾール	0.01	○	○	-	フラメピル	0.01	○	○	○
シフルトリン	0.01	-	○	○	フルシトリネート	0.01	-	○	○
シフルフェナミド	0.01	○	○	-	フルバリネート	0.01	-	○	○
シペルメトリン	0.01	-	○	○	フルフェナセット*4	0.01	○	○	○
ジメチリモール	0.01	-	-	○	フルフェノクスロン	0.01	○	○	○
ジメトモルフ	0.01	○	○	○	フルリドン	0.01	○	○	○
スルプロホス	0.01	○	○	○	プロシミドン	0.01	○	○	○
ダイアジノン	0.01	○	○	○	プロチオホス	0.01	○	○	○
ダイムロン	0.01	○	○	○	プロピザミド	0.01	-	○	○
チアクロプリド	0.01	○	○	○	ヘキサフルムロン	0.01	○	-	-
チアメキサム	0.01	○	-	○	ヘプタクロル(エポキシドを含む)	0.005	○	-	-
テトラクロルビンホス	0.01	○	○	○	ペルメトリン	0.01	○	○	○
テトラジホン	0.01	○	○	○	ペンシクロン	0.01	○	○	○
テブチウロン	0.01	○	○	○	ベンゾフェナップ	0.01	○	○	○
テブフェノジド	0.01	○	○	○	ベンダイオカルブ	0.01	○	○	○
テフルトリン	0.01	○	○	○	ペントキサゾン	0.01	○	-	-
トラルコキシジム	0.01	○	○	○	ボスカリド	0.01	○	○	-
トリチコナゾール	0.01	○	○	○	ホスチアゼート	0.01	○	○	○
トリフルムロン	0.01	○	○	○	マラチオン	0.01	○	○	○
トルクロホスメチル	0.01	○	○	○	メタバズチアズロン	0.01	○	○	○
ノバルロン	0.01	-	○	○	メキシフェノジド	0.01	○	○	○
パラチオン	0.01	○	○	○	メビンホス	0.01	○	○	○
パラチオンメチル	0.01	○	○	○	モノリニューロン	0.01	○	○	○
ビフェントリン	0.01	○	○	○	ラクトフェン	0.01	○	○	-
ピラクロストロビン	0.01	○	-	-	リニューロン	0.01	○	○	○
ピラゾリネート	0.01	-	-	○	リンデン(γ -BHC)	0.002	○	○	○
ピリフタリド	0.01	○	○	○	ルフェヌロン	0.01	-	○	○

*1 A:こまつな、トマト、ブロッコリー、ほうれんそう、みずな

B:かぶの根、キャベツ、きゅうり、だいこんの根、レタス C:さといも

*2 ○:実施、-:実施せず

*3 DDTは*p,p'*-DDE、*p,p'*-DDD、*o,p'*-DDT及び*p,p'*-DDTの和

*4 4月分のみ実施

平成28年度 薬事検査について

平成28年度は健康福祉局医療安全課の依頼により、いわゆる健康食品及び化粧品30検体の試買検査を行い、4検体で違反となりました。

1 いわゆる健康食品等の検査

ダイエット、痩身効果等を標榜する「いわゆる健康食品」16検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、甲状腺ホルモンの検査を行いました。このうち、男性を対象とした1検体については、さらにメチルテストステロン、ヨヒンビン、シルденаフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィルの検査も行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、強壮効果を標榜する「いわゆる健康食品」12検体について、シルденаフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィル、メチルテストステロン、ヨヒンビンの検査を行いました。その結果、4検体からシルденаフィルが検出されました。

2 化粧品検査

クリーム、ローション各1検体について、配合が禁止されている成分のメタノール、ホルマリン、水銀、配合が制限されている成分のパラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸エチル、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸イソプロピル、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸イソブチル、さらに医薬品成分であるデキサメタゾン、酢酸デキサメタゾン、ヒドロコルチゾン、酢酸ヒドロコルチゾン、コハク酸ヒドロコルチゾン、吉草酸ヒドロコルチゾン、プレドニゾロン、コハク酸プレドニゾロン、ベタメタゾン、酢酸ベタメタゾン、吉草酸ベタメタゾン、ジプロピオン酸ベタメタゾン、プロピオン酸クロベタゾール、ジプロピオン酸ベクロメタゾン、ピバル酸フルメタゾン、トリアムシノロンアセトニド、酢酸トリアムシノロンアセトニド、フルオシノロンアセトニド、アムシノニド、ハルシノニドの検査を行いました。その結果、クリーム1検体からパラオキシ安息香酸エステルが検出されましたが、最大配合量以下でした。

〈要注意健康食品シリーズ⑬〉

～強壮系のいわゆる健康食品から検出されたシルденаフィルについて～

平成28年度の薬事検査の結果、前述の報告どおり医薬品医療機器等法に違反するものが4製品ありましたが、それらは全てシルденаフィルを含有した、強壮系のいわゆる健康食品でした。シルденаフィルは、ED治療薬のバイアグラ(Viagra®)の有効成分ですが、現在、成分や製剤等の特許期間が満了になったため、国内外でシルденаフィルを有効成分としたジェネリック医薬品が流通しています。厚労省から製造販売承認を得られたものは、医薬品としてシルденаフィル製剤を販売できますが、承認を得ずに強壮目的の健康食品として販売している場合は無承認無許可医薬品として扱われ、違法となります。

4製品のうち、3製品が日本語表記の無い海外製品で、主に中国語表記でした。さらに、そのうちの1製品には、中国語の他にアラビア語の表記がありました。中国語表記の2製品は、写真に示したとおり、日本語表記が全く無く特徴的でした。写真1の製品は、パッケージに「中华牛鞭」と記載されていました。この品名は、平成22年に厚労省、平成20年に福岡県が無承認無許可医薬品として公表した製品名と同一でした。またこの製品は、錠剤の色はブラックでしたが、シアリス(Cialis®:写真1右)錠の形状に酷似していました。正規品のシアリスは有効成分がタダラフィルですが、この製品からはシルденаフィルが検出されました。しかも1錠中123mgと、かなり多く含まれていました。写真2の製品は、中袋に“Viager“という文字が印字されていました。この文字を検索したところ、女性用バイアグラとして売られている製品と同じスペルでした。この製品からも1カプセル中94mgのシルденаフィルが含まれていました。

今回の事例のように、過去に違反となった製品と同じ名称のものが市場に出回っているケースがあり、このような製品を定期的に検査することも必要です。また、インターネット販売等で購入する際、強壮系のいわゆる健康食品は海外のジェネリック医薬品である可能性もあり、思わぬ副作用につながるため注意が必要です。さらに、医薬品の場合、外観は正規品に見えても偽造医薬品という可能性があり、偽造医薬品には正規品の有効成分とは異なる成分が高濃度で含有されている危険性があります。今後、正規品との見

分けが難しい偽造医薬品についても検査していく必要があると考えます。偽造医薬品についての詳しい情報は、以下のホームページに掲載されています。さらに、当所で28年度検査した違反製品についての記者発表資料のサイトも是非、ご覧ください。

○参考ホームページ

- ・あやしいヤクブツ連絡ネット

<http://www.yakubutsu.com/individualimport/risk/>

- ・ファイザーホームページ：〈偽造ED治療薬4社合同調査結果〉依然減らない健康被害へのリスク インターネットで入手したED治療薬の約4割が偽造品

http://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/press/2016/2016_11_24_02.html

- ・横浜市ホームページ記者発表資料：医薬品成分を含有する製品（無承認無許可医薬品）について

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201609/images/phpmfjrw6.pdf>

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201703/images/phpSIHhwN.pdf>

〈写真1〉



日本で承認されているCialis®錠は、5mg、10mg、20mgで、50mgや100mgは無い。有効成分は、タダラフィルだが、偽造医薬品はシルデナフィルが検出される事例が多い。

(偽造医薬品の写真：奈良県薬務課平成23年4月報道資料から抜粋)

〈写真2〉



【 理化学検査研究課 薬事担当 】

平成28年度 まつ毛エクステンション用接着剤の検査結果

【背景】

まつ毛エクステンション(以下「まつエク」とします)は、接着剤を用いて、まつ毛に人工毛をつけるメイクアップ技術です。類似したものとして、まぶたに直接人工毛を貼りつけるつけまつ毛があります。これらに使用される接着剤には汗などの水分によりホルムアルデヒドを溶出するものがあり、ホルムアルデヒドが皮膚に触れると、皮膚アレルギーや皮膚炎を引き起こす可能性があります。そのため、つけまつ毛用については、使用される接着剤からのホルムアルデヒドの溶出量が「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(家庭用品規制法)によって規制されています。一方、まつエクに使用される接着剤については、業界団体の自主規制はあるものの法律による成分の規制はありません。

まつエクは、刺激に敏感で感染症にもかかりやすい目の周辺に行くものなので、適切な技術や衛生管理知識を必要とし、客への施術を行う場合は美容師免許が必要ですが、近年、まつエクの施術を受けた後に目の痛み・かゆみ、まぶたの腫れ・かぶれなどの症状が出たという相談が全国的に発生しています。

平成27年度から横浜市健康福祉局の事業として、まつエクの施術に使用する接着剤について調査を始めました。衛生研究所では、平成27年度に2検体の試験を行い、皮膚炎等の健康被害の可能性があるホルムアルデヒドが2検体とも検出されました。まつエクによる健康被害防止の啓発等に活かすため、平成28年度も引き続き調査を実施しました。

【方法】

インターネット上の通販サイトで販売されているまつエク用接着剤3検体について、ホルムアルデヒドの試験(家庭用品規制法に準じた)、アゾ化合物の定量試験及びシアノアクリレート類の定性試験を行いました(表1)。また、ホルムアルデヒドについては、施術後の洗顔を想定し、塗付後に一定時間放置した後の水への溶出量試験も行いました。

【結果と考察】

家庭用品規制法に準じたホルムアルデヒド試験では、昨年度と同様に3検体とも家庭用品規制法でつけまつ毛用接着剤について定めているホルムアルデヒド溶出量の基準(75 $\mu\text{g/g}$)をはるかに超えるホルムアルデヒドが検出されました(表2)。ただし、この結果については、次のことから、あくまでも参考値です。接着剤の成分であるシアノアクリレートは加水分解により、ホルムアルデヒドを生成することが知られていますが、本調査では、家庭用品規制法の公定法である水蒸気蒸留法を準用したため、酸と加熱の影響で、通常の製品の使用時よりも激しく加水分解の反応が生じ、多量のホルムアルデヒドが生成し、非常に高い値になったと考えられます。

アゾ化合物については、昨年度と同様に3検体とも不検出でした(表2)。

シアノアクリレートの定性試験では、検体28-2、28-3は主成分がエチルシアノアクリレートでした。このうち、検体28-2は成分表示と同じでしたが、検体28-3は表示されているアルコキシシアノアクリレートが検出されませんでした。検体28-1は、成分表示されていたメキシメチルシアノアクリレートとブチルシアノアクリレートはいずれも検出されず、成分表示にないメキシエチルシアノアクリレート(推定)が主成分として検出され、エチルシアノアクリレートが微量検出されました(表2)。

まつエク装着後洗顔することを仮定し、一度に両手に受ける水の量として100mL、接着剤の量を10mgとして、一定時間放置後、室温の水へのホルムアルデヒドの溶出量の試験した結果、3検体とも約1分間放置

後では水への溶出が確認されました。その後、検体28-3は5分後でホルムアルデヒドの溶出が確認されなくなり、検体28-2は15分間放置後、検体28-1は8時間放置後までホルムアルデヒドの溶出が確認されました(表3)。

比較的短時間でホルムアルデヒドの水への溶出が確認されなくなった検体28-2(15分後まで溶出)と検体28-3(約1分後のみ溶出)の主成分がアルキル基(R-)を持つエチルシアノアクリレートであり、長時間溶出が確認され続けた検体28-1(8時間まで溶出)の主成分がアルコキシル基(R-O-)を持つメキシエチルシアノアクリレートでした。ホルムアルデヒドが検出されなくなるまでの放置時間の差は、シアノアクリレートの種類により乾燥(重合化)しやすさが異なることが原因と考えられます。まつエク用接着剤が乾燥(重合化)しにくい製品は特に、十分に乾燥(重合化)していない状態での洗顔などによって、まつエク装着部位に水が触れることでホルムアルデヒドが溶出し、目の周辺に健康被害が起きる恐れがあると考えられました。

本調査により、成分表示が適切に行われていない可能性や、シアノアクリレートの種類の違いによってホルムアルデヒドの水への溶出が長時間続くまつエク用接着剤があることが明らかになりました。

表1 実態調査における検査対象物質

物質名	使用用途	家庭用品規制法での 規制対象	家庭用品規制法での 規制基準	主な健康被害
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤 防腐剤 防かび剤	乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品 乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	吸光度差が0.05以下または16 µg/g以下 75 µg/g以下	粘膜刺激 皮膚アレルギー
アゾ化合物	染料	繊維製品・皮革製品	アゾ化合物由来の特定芳香族アミンとして30 µg/g以下	発がん性または発がん性の可能性
シアノアクリレート類	瞬間接着剤	—	—	やけど

表2 まつ毛エクステンション用接着剤の試験結果

検体番号	ホルムアルデヒド ^{*1,*2}	アゾ化合物 ^{*3}	成分表示	検出成分
28-1	4,600 µg/g	不検出	<u>メキシメチルシアノアクリレート</u> 、 <u>ブチルシアノアクリレート</u>	<u>メキシエチルシアノアクリレート(推定)</u> 、 <u>エチルシアノアクリレート(微量検出)</u>
28-2	6,700 µg/g	不検出	エチルシアノアクリレート	エチルシアノアクリレート
28-3	4,500 µg/g	不検出	エチルシアノアクリレート、 <u>アルコキシシアノアクリレート</u>	エチルシアノアクリレート

*1 検出限界:16 µg/g

*2 家庭用品規制法に準じて検査した参考値(詳細は、本文【結果と考察】3~7行目を参照)

*3 定量下限(還元し生成された特定芳香族アミンとして):3 µg/g

... 成分表示されていたが検出されなかった成分

... 成分表示になかったが検出された成分

表3 室温の水へのホルムアルデヒドの溶出量

単位: $\mu\text{g}/\text{mL}$

検体番号 ^{*1}	放置時間									
	直後 ^{*2}	5分	15分	30分	1時間	3時間	5時間	8時間	24時間	
28-1	①	0.8	1.0	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.5	不検出
	②	1.2	1.3	1.0	0.8	0.8	0.9	0.5	0.4	不検出
28-2	①	2.0	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—
	②	0.8	1.0	0.6	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—
28-3	①	0.5	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—
	②	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—

^{*1} 同じ検体を2回採取し測定^{*2} 約1分後検出限界: $0.4 \mu\text{g}/\text{mL}$

—: 検査せず

【 理化学検査研究課 家庭用品担当 】

横浜市感染症発生動向調査報告 6月

《今月のトピックス》

- A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、咽頭結膜熱の報告数の多い状態が続いています。
- 手足口病、ヘルパンギーナの報告数が増加傾向にあります。

◇ 全数把握の対象

〈6月期に報告された全数把握疾患〉

腸管出血性大腸菌感染症	6件	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1件
A型肝炎	1件	後天性免疫不全症候群(HIV感染症含む)	4件
レジオネラ症	5件	侵襲性肺炎球菌感染症	12件
アメーバ赤痢	6件	梅毒	12件
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8件	風しん	1件

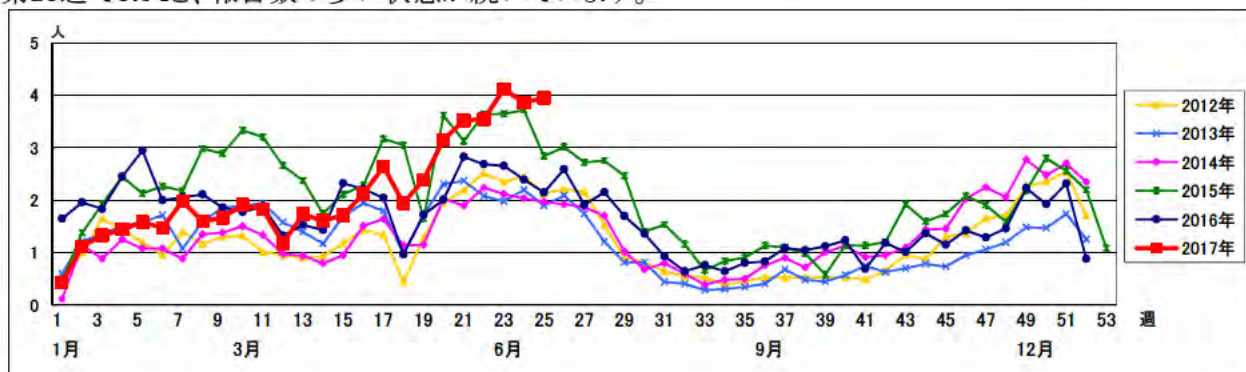
- 腸管出血性大腸菌感染症: O157の報告が4件、O6の報告が1件、O26の報告が1件ありました。2件は無症状病原体保有者でした。
- A型肝炎: Ia型の報告が1件あり、フィリピンでの経口感染と推定されています。
- レジオネラ症: 肺炎型の報告が5件ありました。感染経路等不明です。
- アメーバ赤痢: 4件の腸管アメーバ症、1件の腸管外アメーバ症、1件の腸管および腸管外アメーバ症の報告がありました。感染経路は異性間性的接触が2件(うち1件は国内、1件はシンガポール)、インドでの経口感染が1件、感染経路等不明が3件でした。
- カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症: 8件の報告があり、感染経路等不明でした。
- 劇症型溶血性レンサ球菌感染症: A群が1件報告され、感染経路等不明です。
- 後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む): AIDSの報告が2件、無症状病原体保有者の報告が2件でした。いずれも性的接触で、同性間が2件、異性間が1件、詳細不明が1件でした。男性3件、女性1件でした。
- 侵襲性肺炎球菌感染症: 12件の報告があり、うち1件の小児についてはワクチン接種歴が確認されました。11件(30~70歳代)については2件のみワクチン接種歴が確認されましたが、6件はワクチン接種歴がなく、3件はワクチン接種歴不明でした。
- 梅毒: 12件の報告(無症状病原体保有者4件、早期顕症梅毒I期2件、早期顕症梅毒II期6件)がありました。いずれも国内での感染が推定され、感染経路は、異性間性的接触が8件、同性間性的接触が3件、感染経路不明が1件でした。男性8件、女性4件でした。
- 風しん: 20歳代女性の検査診断例の報告が1件あり、詳細は調査中です。ワクチン接種歴は不明です。

報告週対応表

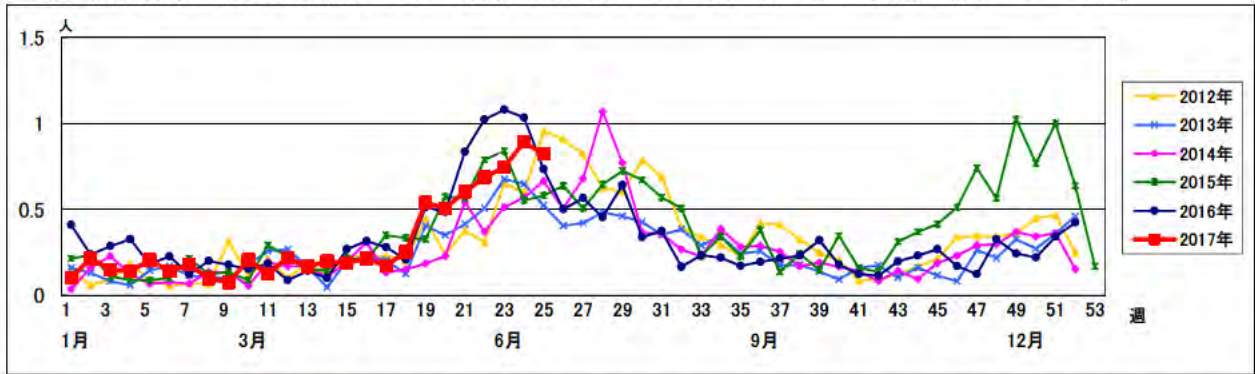
第21週	5月22日~5月28日
第22週	5月29日~6月4日
第23週	6月5日~6月11日
第24週	6月12日~6月18日
第25週	6月19日~6月25日

◇ 定点把握の対象

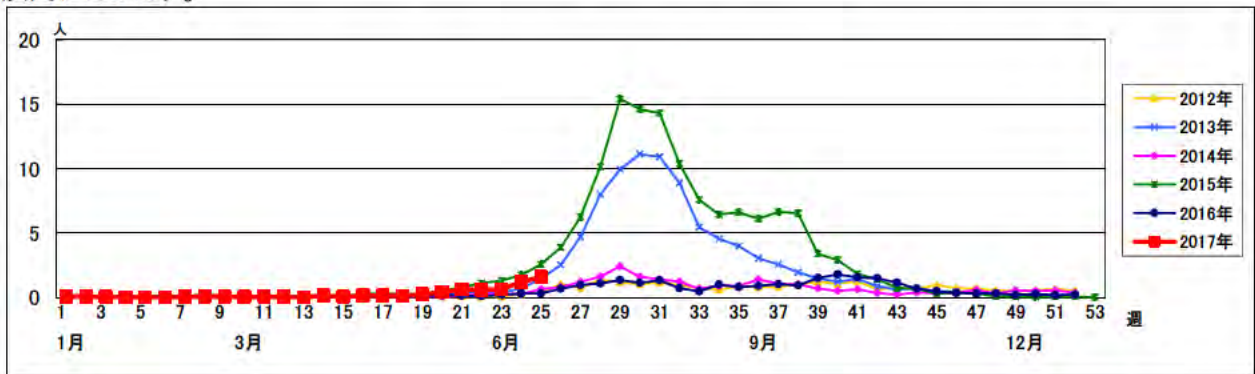
- A群溶血性レンサ球菌咽頭炎: 第23週の定点あたり4.11をピークとし、第25週で3.94と、報告数の多い状態が続いています。



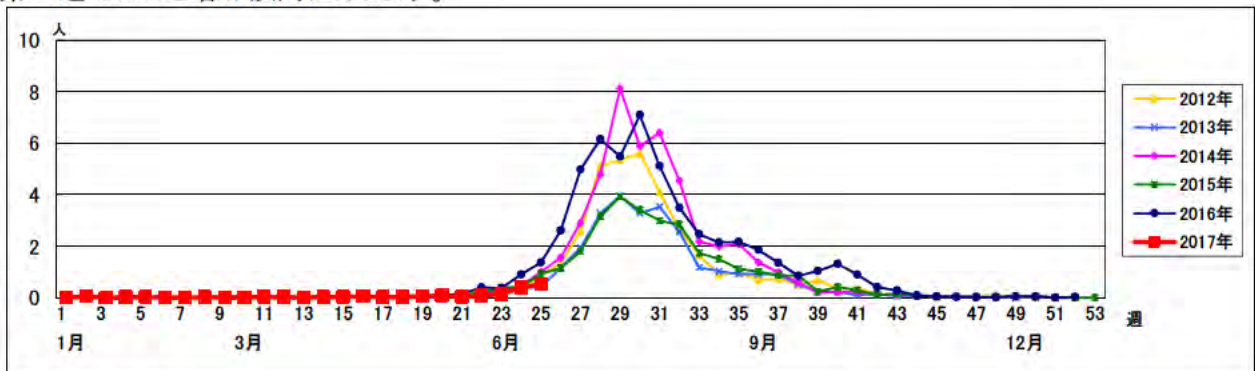
2 咽頭結膜熱:第24週で定点あたり0.89、第25週で0.82と、報告数の多い状態が続いています。



3 手足口病:第19週で定点あたり0.24、第20週で0.42と増加を始め、第24週で1.21、第25週で1.58と増加傾向にあります。



4 ヘルパンギーナ:第22週まで定点あたり0.1以下で推移していましたが、第23週で0.13、第24週で0.38、第25週で0.53と増加傾向にあります。



5 性感染症(5月)

性器クラミジア感染症	男性:32件	女性:26件	性器ヘルペスウイルス感染症	男性: 3件	女性:8件
尖圭コンジローマ	男性: 6件	女性: 2件	淋菌感染症	男性:14件	女性:1件

6 基幹定点週報

	第21週	第22週	第23週	第24週	第25週
細菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
無菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
マイコプラズマ肺炎	0.00	0.00	0.25	0.00	1.00
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	0.00	0.25	0.25	0.33	0.50

7 基幹定点月報(5月)

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	7件	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0件
薬剤耐性緑膿菌感染症	0件		—

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:4か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:4か所の計17か所を設定しています。

検体採取は、小児科定点とインフルエンザ定点では定期的に行っており、小児科定点は8か所を2グループに分けて毎週1グループで実施しています。

眼科と基幹定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときのみ行っています。

〈ウイルス検査〉

6月に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点45件、内科定点9件、眼科定点3件、基幹定点9件で、定点外医療機関からは6件でした。

7月7日現在、ウイルス分離10株と各種ウイルス遺伝子13件が検出されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果(6月)

主な臨床症状 分離・検出ウイルス	上 気 道 炎	イン フル エン ザ *1	肺 炎	ア デ ノ 感 染 症 *2	胃 腸 炎	手 足 口 病 *1	流 行 性 耳 下 腺 炎 *1	発 熱
アデノ 1型	1			1				
アデノ 2型	1			2				
アデノ 5型				1				
アデノ 6型	1							
アデノ 31型					1			
アデノ 型未同定	1							
インフルエンザ AH1pdm09型		1						
ムンプス							1	
パラインフルエンザ 3型	2		1					
ヒトメタニューモ	2							
RS	1							
ヒトボカ	1			1				
コクサッキー A6型	1					1		1
ノロ					1			
合計	3 8	1	1	4 1	1 1	1	1	1

上段:ウイルス分離数/下段:遺伝子検出数

*1:疑いを含む、*2:咽頭結膜熱を含む

【 微生物検査研究課 ウイルス担当 】

〈細菌検査〉

6月の「感染性胃腸炎」は基幹定点から *Salmonella* O4群1件、定点以外の医療機関からは腸管出血性大腸菌5件(O157:H7,VT1&2が3件、O157:H7,VT2、O6:H10,VT1が各1件)でした。

「その他の感染症」は小児科定点から5件、基幹定点から1件、定点以外の医療機関からは27件でした。

表 感染症発生動向調査における細菌検査結果(6月)

感染性胃腸炎

検査年月 定点の区別 件数	6月			2017年1月～6月		
	小児科	基幹	その他*	小児科	基幹	その他*
	0	1	5	4	23	16
菌種名						
赤痢菌						1
腸管出血性大腸菌			5		3	11
腸管凝集性大腸菌					4	
チフス菌					1	
サルモネラ属菌		1			6	3
不検出	0	0	0	4	9	1

その他の感染症

検査年月 定点の区別 件数	6月			2017年1月～6月		
	小児科	基幹	その他*	小児科	基幹	その他*
	5	1	27	22	76	117
菌種名						
A群溶血性レンサ球菌	T1			8		
	T4			3		
	T6			3		
	T12			1		
	T B3264	2	1	3	1	
	型別不能			1		
B群溶血性レンサ球菌			1			4
G群溶血性レンサ球菌					2	2
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌			1			3
バンコマイシン耐性腸球菌						4
レジオネラ属菌			1			4
インフルエンザ菌				1		3
肺炎球菌			1		4	10
結核菌			22		20	66
百日咳菌					2	
緑膿菌					1	
その他			1		44	16
不検出	1	0	0	2	2	5

*: 定点以外医療機関等(届出疾病の検査依頼)

T(T型別): A群溶血性レンサ球菌の菌体表面のトリプシン耐性T蛋白を用いた型別方法

【 微生物検査研究課 細菌担当 】

衛生研究所WEBページ情報

横浜市衛生研究所ホームページ(衛生研究所WEBページ)は、平成10年3月に開設され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報等を提供しています。

今回は、平成29年6月のアクセス件数、アクセス順位、電子メールによる問い合わせ、WEB追加・更新記事について報告します。

なお、アクセス件数については市民局広報課から提供されたデータを基に集計しました。

1 利用状況

(1) アクセス件数

平成29年6月の総アクセス数は、96,977件でした。前月に比べ約15%増加しました。主な内訳は、横浜市感染症情報センター*163.3%、保健情報13.2%、検査情報月報6.8%、食品衛生3.5%、生活環境衛生2.6%、薬事0.8%でした。

*1 横浜市では、衛生研究所感染症・疫学情報課内に横浜市感染症情報センターを設置しており、横浜市内における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、これらを速やかに提供・公開しています。

(2) アクセス順位

6月のアクセス順位(表1)を見ると、感染症に関する項目が、大半を占めています。

1位は「大麻(マリファナ)について」、2位は「クロストリジウム-ディフィシル感染症について」、3位は「B群レンサ球菌(GBS)感染症について」でした。「大麻(マリファナ)について」のアクセス件数は、継続的に上位を占めています。また、6位には、電子パンフレット「MRSAってなあに？」が入っています。

表1 平成29年6月 アクセス順位

順位	タイトル	件数
1	大麻(マリファナ)について	8,292
2	クロストリジウム-ディフィシル感染症について	4,463
3	B群レンサ球菌(GBS)感染症について	3,012
4	横浜市感染症情報センタートップページ	2,941
5	衛生研究所トップページ	2,291
6	電子パンフレット「MRSAってなあに？」	1,735
7	ボツリヌス症について	1,523
8	EBウイルスと伝染性単核症について	1,261
9	エンテロウイルスについて	1,211
10	アデノウイルス感染症について	1,024

データ提供: 市民局広報課

「大麻(マリファナ)について」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/health-inf/info/marijuana.html>

「クロストリジウム-ディフィシル感染症について」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/disease/clostridium1.html>

「B群レンサ球菌(GBS)感染症について」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/disease/gbs1.html>

(3) 電子メールによる問い合わせ

平成29年6月の問い合わせは、1件でした(表2)。

表2 平成29年6月 電子メールによる問い合わせ

内容	件数	回答部署
ワクチン接種について	1	感染症・疫学情報課

2 追加・更新記事

平成29年6月に追加・更新した主な記事は、11件でした(表3)。

表3 平成29年6月 追加・更新記事

掲載月日	内容	備考
6月 1日	横浜市における蚊媒介感染症のウイルス検査結果(平成29年)【速報版】	掲載
6月 2日	フランスのこどもの定期予防接種について	更新
6月 6日	平成29年 熱中症情報	掲載
6月 7日	ウルグアイのこどもの定期予防接種について	掲載
6月12日	ドミニカ共和国のこどもの定期予防接種について	掲載
6月12日	横浜市における蚊媒介感染症のウイルス検査結果(平成29年)【速報版】	更新
6月20日	キューバのこどもの定期予防接種について	掲載
6月21日	平成29年 熱中症情報	更新
6月23日	がん検診受診率(平成27年度)	掲載
6月26日	ボリビアのこどもの定期予防接種について	掲載
6月28日	横浜市における蚊媒介感染症のウイルス検査結果(平成29年)【速報版】	更新

【 感染症・疫学情報課 】